いて同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　［略］

［号を削る。］

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五　［略］

六　［略］

第三章　国際統一基準金庫における開示事項

（信用金庫連合会の報酬等に関する開示事項）

第六条　規則第百三十二条第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるもの（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象役員及び対象職員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　［同上］

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

［号を加える。］

四　［同上］

五　［同上］

［章名を付する。］

［条を加える。］

3　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項

二　特別報酬等（報酬等のうちボーナス保証（賞与として一定の金額の支払が事前に保証されている場合の当該賞与をいう。以下同じ。）、採用時一時金（採用に際して一時金として一定金額を支払う制度を採用している場合の当該一時金をいう。以下同じ。）及び割増退職金（当該事業年度において信用金庫連合会の都合により退職した対象役員又は対象職員等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乗せされた部分の金額をいう。）をいう。）に関する事項

三　繰延報酬等（支払時期が繰り延べられている報酬等をいう。以下同じ。）に関する事項

4　前項に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。

（子会社等を有する場合における信用金庫連合会等の報酬等に関する開示事項）

第七条　規則第百三十三条第四号に規定する金融庁長官が別に定めるもの（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象役員及び対象職員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

［条を加える。］